

国立大学法人分科会が処理することとされている事項の  
指定国立大学法人部会への付託について (案)

平成 年 月 日  
国立大学法人分科会決定

国立大学法人評価委員会運営規則第5条第4項の規定に基づき、指定国立大学法人部会の議決をもって国立大学法人分科会の議決とする事項を以下のとおり定める。

① 指定国立大学法人の指定についての意見 (第34条の4第2項)

② 指定国立大学法人の指定の取消しについての意見 (第34条の4第5項)

※ 上記事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、分科会において処理することができる。

(参考)

国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の取扱いについて

事 項	国立大学法人法上の規定	議決
中期目標の策定についての意見	第 30 条第 3 項	総会
中期目標の変更についての意見	第 30 条第 3 項	総会
中期計画の認可についての意見	第 31 条第 3 項	総会
中期計画の変更の認可についての意見	第 31 条第 3 項	総会
各事業年度及び中期目標期間の評価	第 31 条の 2 第 1 項	総会
各事業年度及び中期目標期間の評価後の勧告	第 31 条の 3 第 2 項	総会
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第 31 条の 4 第 2 項	総会
指定国立大学法人の指定についての意見	第 34 条の 4 第 2 項	指定国立大学法人部会
指定国立大学法人の指定の取消しについての意見	第 34 条の 4 第 5 項	指定国立大学法人部会

※ 上記の部会付託事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、分科会において処理することができる。